

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日～ 2036年3月31日までの 10年間

2. 内容

目標：①育児休業の男性従業員の取得率50%以上
②法定時間外労働30時間以下
③年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均60%以上
④若者の工場見学及びインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 2026年 4月～ ①育児休業の男性従業員の取得50%以上推進活動実施
- ②法定時間外労働30時間以下活動実施
- ③有給休暇取得状況を公開し取得しやすいように推進活動
- ④関係機関と連携し工場見学及びインターンシップの受付開始
以上